

独立行政法人改革について

平成25年2月27日

独立行政法人改革の経緯

平成13年1月6日 独立行政法人制度の発足

- 行政の企画立案部門と執行部門を分離し、執行部門に法人格を与えることにより業務の効率性と質の向上を図るといふ目的のもと、自律性、自主性及び透明性を備えた法人制度として創設<独立行政法人通則法の施行>

平成19年6月19日閣議決定 「経済財政改革の基本方針2007 ～「美しい国」へのシナリオ～」

- 独立行政法人が本来の目的にかなっているか、制度創設後の様々な改革と整合的かなど原点に立ち返って見直す。
 - ◇見直し3原則 ①「官から民へ」原則、②競争原則、③整合性原則(公務員制度改革など他の改革との整合性の確保)
 - ◇平成19年を目途に「独立行政法人整理合理化計画」を策定

平成19年12月24日閣議決定 「独立行政法人整理合理化計画」

- 事務・事業及び組織の見直し: 342件の事務・事業の見直し、法人の削減101→85(廃止・民営化等6、統合16)
- 横断的事項の見直し: 随意契約・保有資産の見直し、給与水準の適正化、内部ガバナンス強化等

平成20年4月 独立行政法人通則法改正案等を提出(平成21年7月に廃案)


平成22年12月7日閣議決定 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」

- 事務・事業について、真に独立行政法人が行うべき事業であるか等について抜本的な見直しを実施

平成24年1月20日閣議決定 「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」

- 事務・事業見直しを踏まえ、組織を再整理するとともに、制度の見直しを実施

平成24年5月 独立行政法人通則法改正案等を提出(同年11月に廃案)

- 
- 平成25年1月24日「平成25年度予算編成の基本方針」(閣議決定)において、上記閣議決定を当面凍結。独立行政法人の見直しについては、引き続き検討し、改革に取り組む。

独立行政法人改革の現状

見直しの必要性

①組織規律の問題: 法人のガバナンスが不十分、②財政規律の問題: 不要資産が留保、非効率な業務運営が温存 ③目標・評価の問題: 目標設定が不明確、客観的な評価が困難、④制度の問題: 多様な法人全てに一律の制度を適用

第一弾: 事務・事業の見直し

「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」 (平成22年12月7日閣議決定)

●事務・事業の見直し

事業の廃止や不要資産の国庫納付など、各独法が取り組むべき事項として765件とりまとめ

●その他

①不要資産の国庫納付、②事務所等の見直し、③取引関係の見直し、④人件費・管理運営の適正化、⑤自己収入の拡大等

現状・これまでの取組

●不要資産の国庫納付(22・23年度)

金融資産の国庫納付: 約2兆円

実物資産の国庫納付: 現物納付32項目

(21年度簿価1,189億円)

売却収入119億円

●財政支出の削減

21→24年度予算額ベースで、3,115億円の削減

第二弾: 制度・組織の見直し

「独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針」 (平成24年1月20日閣議決定)

●制度の見直し (別紙1参照)

- ①「中期目標行政法人」と「行政執行法人」に分類
- ②各法人を類型別に分け、それぞれ最適なガバナンスを構築
- ③法人運営を行うための最適な規律の整備(共通ルール)
〈組織〉 違法行為等への主務大臣の是正命令、監事機能の強化 など
〈財務〉 法人の主体的な経営努力を促進する仕組みの強化、説明責任と透明性の強化 など
〈目標・評価〉 評価主体の変更、中期目標管理の仕組の見直し など
〈透明性〉 主務大臣の判断に係る第三者チェックの仕組の整備 など

●組織の見直し(102→64法人) (別紙2参照)

- ①廃止(7(国移管4))、民営化等(7)を実施
- ②政策実施機能や効率性の観点から法人を再編(35法人を統合)

●この改革の実施に必要な措置は、平成26年4月を目指して講じる

現状・これまでの取組

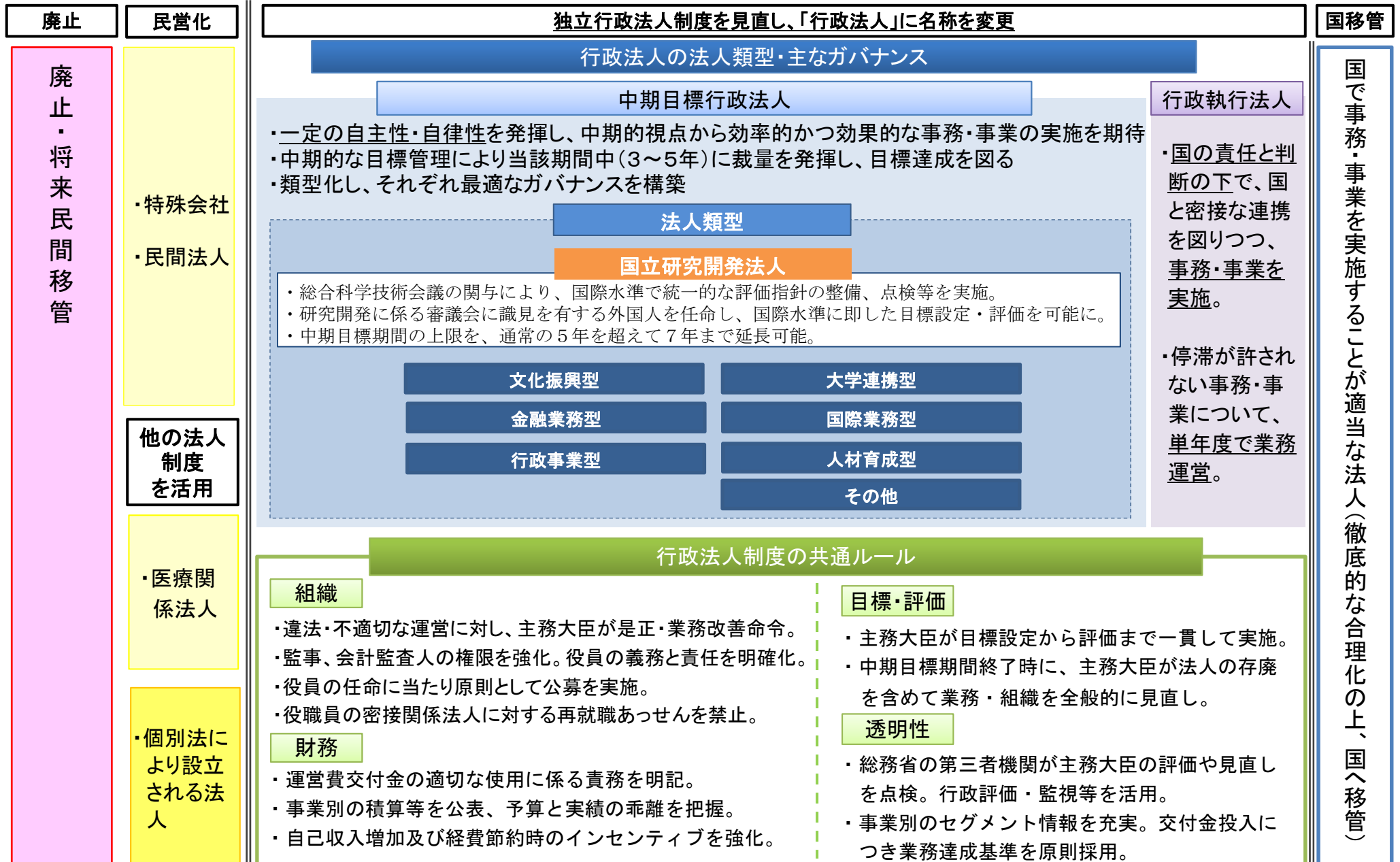
●昨年の通常国会に独立行政法人通則法改正法案等を提出
(国会解散のため廃案)

●平成25年1月、上記閣議決定を当面凍結。引き続き検討し、改革を推進

独立行政法人の制度及び組織の見直しの概要

＜独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（凍結）、独立行政法人通則法改正法案（廃案）の内容＞

全法人一律の現行制度と組織を抜本的かつ一体的に見直し、事務・事業の特性に着目して類型化するとともに、最適なガバナンスを構築



102法人の見直しの方針(現行102法人→見直し後64法人)

廃止(▲4)

- 平和祈念事業特別基金
- 国立大学財務・経営センター
- 日本万国博覧会記念機構
- 将来民間移管
- 空港周辺整備機構

民営化等(▲7)

特殊会社

- 農林漁業信用基金
- 日本貿易保険
- 都市再生機構
(特殊会社と行政法人に再編)

医療関係法人

- 国立病院機構
- 労働者健康福祉機構

民間法人

- 海上災害防止センター

個別法により設立される法人

- 医薬品医療機器総合機構
- 年金積立金管理運用独立行政法人

中期目標行政法人(58)

統合を行う法人(35→12)

国立研究開発行政法人

文部科学省所管

- 理化学研究所
 - 物質・材料研究機構
 - 防災科学技術研究所
 - 海洋研究開発機構
 - 科学技術振興機構
- 統合(5→1)

厚生労働省所管

- 国立健康・栄養研究所
 - 医薬基盤研究所
- 統合(2→1)

農林水産省所管

- 農業・食品産業技術総合研究機構
 - 農業生物資源研究所
 - 農業環境技術研究所
 - 国際農林水産業研究センター
- 統合(4→1)

経済産業省所管

- 産業技術総合研究所
 - 情報処理推進機構
 - 経済産業研究所
- 統合(3→1)

国土交通省所管

- 土木研究所
 - 建築研究所
 - 海上技術安全研究所
 - 港湾空港技術研究所
 - 電子航法研究所
- 統合(5→1)

文化振興型

- 国立美術館
 - 国立文化財機構
 - 日本芸術文化振興会
- 統合(3→1)

大学連携型

- 大学評価・学位授与機構
 - 大学入試センター
 - 日本学生支援機構
- 統合(3→1)
(上記2法人統合後の統合を検討)

(国立大学財務・経営センターの廃止後に継続する業務を引継)

人材育成型

- 水産大学校
 - 水産総合研究センター
- 統合(2→1)
- 航海訓練所
 - 海技教育機構
- 統合(2→1)

その他

- 種苗管理センター
 - 家畜改良センター
- 統合(2→1)
- 自動車検査独立行政法人
 - 交通安全環境研究所
- 統合(2→1)
- 労働安全衛生総合研究所
 - 労働政策研究・研修機構
- 統合(2→1)

その他の中期目標行政法人(46)

行政執行法人(6)

- 統計センター
- 造幣局
- 国立印刷局
- 農林水産消費安全技術センター
- 製品評価技術基盤機構
- 駐留軍等労働者労務管理機構

※灰色枠囲いは行政法人として存続

国移管(▲4)

- 国民生活センター
- 酒類総合研究所
- 教員研修センター
- 原子力安全基盤機構

独立行政法人改革の検討の視点（案）

1. 独立行政法人制度の発足から10年以上が経過し、東日本大震災の復興への貢献や国民の安全・安心の確保、世界的な研究開発成果の実現など、独立行政法人は各方面において高い成果をあげている一方、無駄や非効率な業務運営をはじめとする様々な問題点も指摘されてきた。
2. それらの課題を解決して国民の信頼を回復するため、第1次安倍内閣において独立行政法人の制度・組織全般にわたる改革に着手した。その後も様々な議論・検討が行われ、制度全般の改革に係る法案も2回国会に提出されるなど、独立行政法人改革には今日に至る長い検討経緯がある。
3. 以上を踏まえ、これまでの改革の検討の優れた面は取り入れ、見直すべきは大胆に見直すという考え方に立ち、これまでの議論を改めて総括・点検し、独立行政法人の制度・組織両面にわたる改革の集大成とする。
 - ① 独立行政法人制度が行政における企画立案部門と執行部門を分離し、企画立案部門の能力を向上させる一方で、執行部門に法人格を与えることにより業務の効率性と質の向上を図るという目的で創設された原点に立ち返り、行政の執行部門として業務に専念できるよう独立行政法人制度の本来の趣旨と基本理念に則って見直しを行う。
 - ② 様々な業務を行う法人を一律の制度にはめ込んでいたことにより生じていた課題を解決するため、各法人共通の規律を前提としつつ、各法人の事務・事業の特性を踏まえた制度を構築し、各法人に期待される政策実施機能を最大限向上させる。

- ③ 無駄の排除や業務運営の適正化が必ずしも自律的に行われてこなかった点を是正するため、業務の質と効率性の向上を図る観点から、法人内外のガバナンスの強化など制度の整備や業務・組織に係る運営の改善を行うとともに、国民の理解を得るため、より一層の情報公開を進める。
 - ④ 現行の評価制度において適切なPDCAサイクルが確立できていないこと、また、一部法人においていわゆる「評価疲れ」が指摘されていることなどを踏まえ、簡素でより実効性の高い評価制度を構築する。
 - ⑤ 「民でできることは民で」という基本的な考え方に立ち、組織を存続する必要がないものは廃止し、民営化が可能なものについては民営化を進めることとしてきているが、これをはじめ、各法人の事務・事業の性格や実態を踏まえて組織の在り方について絶えず検証を行う。
4. 地に足が着いた真の行政改革の一環として、各法人がその政策実施機能を最大限発揮して国民に信頼され、国民のために機能する組織となるため、ゼロベースで予断なく見直しを行う。
5. その際、各法人の職員が誇りを持って職務を遂行し、職員の自発性、創意工夫を通じて経済成長や国民生活の向上に最大限貢献できるように配慮する。